

京都市障害者教養文化・体育会館条例施行規則

(利用許可の申請)

第1条 京都市障害者教養文化・体育会館条例(以下「条例」という。)第6条の規定により利用の許可を受けようとするものは、京都市障害者教養文化・体育会館利用許可申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、条例第3条第1項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に提出しなければならない。

(1) 条例第5条第1号から第4号までに掲げる者が利用の許可を受けようとする場合にあっては、それぞれ同条第1号から第4号までに掲げる者であることを証する書類

(2) その他指定管理者が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、条例第6条の規定により体育室の部分利用及びトレーニング室の利用の許可を受けようとする者は、利用許可申請簿(第2号様式)に必要な事項を記入しなければならない。

3 条例第5条第1号から第4号までに掲げる者が前項の規定により申請しようとするときは、指定管理者から交付を受けた京都市障害者教養文化・体育会館利用証を提示しなければならない。

4 前項の京都市障害者教養文化・体育会館利用証の交付を受けようとする者は、京都市障害者教養文化・体育会館利用証交付申請書(第3号様式)に条例第5条第1号から第4号までに掲げる者であることを証する書類を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

(受付期間)

第2条 前条第1項の規定による申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日から受け付けるものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 条例第5条第1号から第5号までに掲げる者が申請する場合 利用しようとする日(以下「利用日」という。)の属する月の3箇月前の月の初日

(2) 条例第5条第6号に掲げるものが申請する場合 利用日の属する月の1箇月前の月の初日

2 前条第2項の規定による申請は、利用日に限り、受け付けるものとする。

(利用の許可)

第3条 指定管理者は、第1条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る利用を許可したときは、文書によりその旨を申請者に通知する。

(付属設備の利用に係る料金の上限額)

第4条 条例別表に掲げる付属設備の利用に係る料金の上限額は、別表のとおりとする。

(利用料金の還付)

第5条 条例第9条ただし書の規定により京都市障害者教養文化・体育会館(以下「会館」という。)の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を還付する場合及びその金額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 管理上の都合により利用の許可を取り消した場合 全額
- (2) 災害その他の不可抗力により利用することができなくなった場合 2分の1に相当する額
- (3) 利用日の3日前までに利用を取りやめる旨の申出があり、市長が相当の理由があると認める場合 2分の1に相当する額

(利用料金の減免)

第6条 条例第10条の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとするものは、減額又は免除を受けようとする理由を記載した申請書に当該理由を証する書類を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

(特別の設備)

第7条 条例第11条第1項の規定により特別の設備の設置の許可を受けようとするものは、当該設備に係る設計書、仕様書その他指定管理者が必要と認める書類を指定管理者に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月13日規則第141号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の京都市障害者教養文化・体育会館条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)第1条第4項の規定により行われた申請は、この規則による改正後の京都市障害者教養文化・体育会館条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第1条第4項の規定により行われた申請とみなす。
- 3 改正前の規則の規定により交付された京都市障害者教養文化・体育会館利用証は、改正後の規則の規定により交付された京都市障害者教養文化・体育会館利用証とみなす。

別表(第4条関係)

区分		単位	利用料金
補助いす		1脚	円
			50
長机			50
放送設備(マイクロホン3本付き)		一式	1,000
マイクロホン		1本	50
マット		1枚	40
卓球用具	卓球台(球止めネット1個付き)	1台	100
	ラケット	1本	30
バドミントン用具	支柱及びネット	1組	200
	ラケット	1本	50
バレーボール用具	支柱及びネット	1組	200
	ボール	1個	50
テニス用具	支柱及びネット	1組	200
	ラケット	1本	50
バスケットボール用ボール		1個	50
トランポリン		1台	400
跳び箱			100
得点板		1台	50
ストップウォッチ		1個	50

備考 この表に掲げる利用料金の上限額は、条例別表に掲げる利用時間の区分の1区分当たりの額とする。ただし、利用時間の区分が全日である場合の利用料金の上限額は、この表により計算した額に3を乗じて得た額とする。

第1号様式(第1条関係)

京都市障害者教養文化・体育会館利用許可申請書

(宛先) 指定管理者	年 月 日
申請者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	申請者の氏名(団体にあつては、名称及び代表者名)
	電話 ー

京都市障害者教養文化・体育会館条例第6条の規定により利用の許可を申請します。				
利用する施設	<input type="checkbox"/> 第1体育室 <input type="checkbox"/> 第2体育室 <input type="checkbox"/> 会議室 <input type="checkbox"/> 全面 <input type="checkbox"/> 半面 <input checked="" type="checkbox"/> 和室 ← <input type="checkbox"/> 視聴覚室			
利用する日	年 月 日(曜日)			
利用する時間の区分	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 夜間 <input type="checkbox"/> 全日			
利用の区分	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳の交付を受けている者 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 <input type="checkbox"/> 療育手帳の交付を受けている者 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳の交付を受けていない障害者 <input type="checkbox"/> 障害者の介護者 <input type="checkbox"/> その他			
利用する付属設備	種類	数量	種類	数量
特別の設備の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			

注 該当する□には、レ印を記入してください。

第2号様式(第1条関係)

利用許可申請簿

利用する日時	利用者の氏名及び電話番号	利用者の住所	交付番号
年 月 日 <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 夜間 <input type="checkbox"/> 全日	電話 ー		

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 利用者の氏名及び電話番号の欄及び利用者の住所の欄は、交付番号を記入する場合は、記入する必要はありません。

備考 「利用許可申請簿」の前に、あらかじめ、「第1体育室部分」、「第2体育室部分」又は「トレーニング室」と記載すること。

第3号様式(第1条関係)

京都市障害者教養文化・体育会館利用証交付申請書

(あて先) 指定管理者	年 月 日
申請者の住所	申請者の氏名 電話 ー

京都市障害者教養文化・体育会館条例施行規則第1条第4項の規定により京都市障害者教養文化・体育会館利用証の交付を申請します。

利用の区分	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳の交付を受けている者 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 <input type="checkbox"/> 療育手帳の交付を受けている者 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳の交付を受けていない障害者
-------	--

注 該当する□には、レ印を記入してください。